



平成 30 年 4 月 25 日

各位

会 社 名 プ リ マ ハ ム 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 松井 鉄也
(コード番号 2281 東証第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 内 山 高 弘
(TEL.03-6386-1800)

単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更および株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 71 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更について付議すること、および株主優待制度の変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案、「3. 定款の一部変更」に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株とする株式併合を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の比率 平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式 5 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ③効力発生日における発行可能株式総数 70,000,000 株（併合前：350,000,000 株）
株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。
- ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	252,621,998 株
併合により減少する株式数	202,097,599 株
併合後の発行済株式総数	50,524,399 株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行していません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	15,341 名（100.0%）	252,621,998 株（100.0%）
5 株未満	220 名（ 1.4%）	272 株（ 0.0%）
5 株以上	15,121 名（ 98.6%）	252,621,726 株（100.0%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主様 220 名（所有株式数の合計 272 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を 3 億 5,000 万株から 7,000 万株に変更するとともに、上記「1. 単元株式数の変更（1）変更の理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変

更するため、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。(変更案第 6 条、第 8 条、附則)

(2) 定款の一部変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 (条文省略) 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億 5,000 万株</u> とする。 第 7 条 (条文省略) (単元株式数) 第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 第 9 条～第 27 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行通り) 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,000 万株</u> とする。 第 7 条 (現行通り) (単元株式数) 第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 第 9 条～第 27 条 (現行通り) 附則 <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第 6 条及び第 8 条の変更は、平成 30 年 6 月 28</u> <u>日開催の第 71 回定時株主総会の議案に係る株</u> <u>式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日</u> <u>をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則が、当該株式併合の効力発生日を</u> <u>もってこれを削除する。</u>

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成 30 年 4 月 25 日
定時株主総会開催日	平成 30 年 6 月 28 日(予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日(予定)
株主様宛株式併合割合通知の発送	平成 30 年 11 月上旬(予定)

端数株式処理代金のお支払い開始	平成 30 年 12 月上旬(予定)
-----------------	--------------------

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 30 年 9 月 26 日となります。

5. 株主優待制度の変更

株主優待制度は、現在 1,000 株以上を保有する株主様に対して実施しておりますが、単元株式数の変更後につきましては、200 株以上の基準に変更いたします。基準日に関しては、9 月末日の株主名簿に記載されている株主様と変更はありません。

以上

(添付書類)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更および株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものであります。今回当社は単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることであり、今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2. 所有株式数や議決権数はどのようになりますか？

A 2. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行った場合は、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式は減少いたしますが、議決権数の変更はありません。

	効力発生前		効力発生後（平成30年10月1日以降）		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,500株	1個	300株	3個	なし
例③	537株	なし	107株	1個	0.4株
例④	3株	なし	0株	なし	0.6株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例③、例④）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。その端数株式の処分代金は平成30年12月頃にお送りすることを予定しております。また、効力発生前のご所有株式数5株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

Q 3. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響が出ますか？

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動などの要因以外は、株主様のご所有しております当社株式の資産価値は変わることはありません。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、配当金への影響はありますか？

A 4. ご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動などの要因を除けば、株式併合を理由にお受取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

Q 5. 株主優待に変更はありますか？

A 5. 毎年9月末の当社株主名簿に記載されている株主様（1,000株以上保有者）を対象に株主優待商品をご送付いたしております。株式併合後は株主優待方針の変更がない場合は、平成30年9月末の当社株主名簿に記載されている株主様（200株以上保有者）へ株主優待商品をご送付することとなります。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人
同連絡先

三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上